

青森市防災会議条例（平成十七年条例第二十一号）の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（会長及び委員）</p> <p>第三条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>二 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>三 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者</p> <p>四 青森地域広域事務組合消防長</p> <p>五 危機管理監</p> <p>六 副市長</p> <p>――</p> <p>七 教育長</p> <p>八 消防団長</p> <p>九 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>十 その他市長が特に必要と認める者</p> <p>6 前項の委員の定数は、三十五人以内とする。</p> <p>第四条～第六条（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（会長及び委員）</p> <p>第三条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>二 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>三 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者</p> <p>四 青森地域広域事務組合消防長</p> <p>五 危機管理監</p> <p>六 副市長</p> <p>七 区長</p> <p>八 教育長</p> <p>九 消防団長</p> <p>十 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>十一 その他市長が特に必要と認める者</p> <p>6 前項の委員の定数は、三十五人以内とする。</p> <p>第四条～第六条（略）</p>